同表備考第六号及び第七号を削り、同表備考第十七号中「軽油を燃料とする」の下に「過給機付の普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びに」を加え、「当該大型特殊自動車について」を削り、

非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）	非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）
軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする過給機付の普通自動車及び小型自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
八モードによる測定又はRMCによる測定（定格出力が五十キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・二五グラム）並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定（定格出力が五十キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・九グラム）を乗じた値と〇・九を乗じた値と〇・一を乗じた値との和で除した値	八モードによる測定又はRMCによる測定（定格出力が五十キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・二五グラム）並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定（定格出力が五十キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・九グラム）を乗じた値と〇・九を乗じた値と〇・一を乗じた値との和で除した値
を	に

非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）	非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）
軽油を燃料とする過給機付の普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
WHSCによる測定並びにWHTCによる暖機状態での測定及び冷機状態でのWHTCによる測定であつて、暖機状態でのWHTCによる測定値に〇・一四を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる測定値に〇・八六を乗じた値との和で除した値	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる測定値に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値
一キロワット時当たり〇・二三グラム	一キロワット時当たり〇・九グラム（定格出力が五十キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・二五グラム）
に	を

同表備考第二十六号及び第二十七号を削り、同表備考第十六号を第二十五号とし、第十五号中「第十四号」を「第二十三号」に改め、同号を同表備考第二十四号とし、同表備考第十二号を第二十一号とし、第十三号を第二十二号とし、同表備考第十一号中「燃料蒸発ガス」を「ガソリンを燃料とする普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の燃料蒸発ガス」に、「行った」を「行つた」に改め、同号を同表備考第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八　ガソリンを燃料とする小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車の燃料蒸発ガスの一走行による測定とは、室内において原動機を停止させた状態で、燃料タンクの温度を上昇させた場合における当該自動車又は原動機付自転車から排出される炭化水素の量と、原動機の始動から次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに下欄に掲げる条件で運転を行つた後に、室内において原動機を停止させた状態で、一時間における当該自動車又は原動機付自転車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

自動車の種別	運転条件
ガソリンを燃料とする原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットル以下であつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。）	二輪車モードによる測定
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのWMTC（低速パート1）による測定及び暖機状態のWMTC（低速パート1）による測定
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのWMTC（低速パート1）による測定及び暖機状態のWMTC（低速パート2）による測定
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのWMTC（パート1）による測定及び暖機状態のWMTC（パート2）による測定
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのWMTC（パート1）による測定、暖機状態のWMTC（パート2）及び暖機状態のWMTC（パート3）による測定
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	冷機状態でのWMTC（パート1）による測定、暖機状態のWMTC（パート2）及び暖機状態のWMTC（パート3）による測定